

令和3年9月1日

豊明市立小中学校
保護者の皆様

豊明市教育委員会教育長
伏 屋 一 幸

「緊急事態宣言」発出に伴う学校教育活動の対応について

日頃は豊明市の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、政府は8月27日（金）から9月12日（日）まで、愛知県を「緊急事態宣言」の対象地域に追加しました。新型コロナウイルスが、より感染力が高いとされる変異株へと置き換わり、感染が急拡大している状況にあります。そこで、本市では、市立小中学校における教育活動について、下記のように、より一層強い感染拡大対策をとって対応いたします。ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 9月中に予定している修学旅行や野外活動などの宿泊を伴う学校行事、校外学習などバス等を利用する学校行事は、延期または中止とする。
- 2 その他の学校行事は、感染対策をした上で開催方法を工夫するなどして実施する。感染対策を十分に講じることができない場合、延期または中止とする。
- 3 各教科における教育活動において、「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動（合唱・管楽器演奏、実験、組み合ったり接触したりする運動等）」は行わない。
- 4 部活動は、原則として9月12日（日）まで活動を中止とする。（対外的な練習試合、合同練習も中止とする。公式戦等への参加は慎重に検討する。）
中止する期間や活動を再開する時期は、改めて通知する。

※ 各校における対策は、児童生徒数等の学校規模により異なる場合がございます。ご理解ください。

※ 国や県から新たな指示が出た場合や、今後の感染拡大の状況によって対応を変更する場合がございますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

【 問合せ先：豊明市教育委員会 学校支援室 電話 92-1292 】